

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

娘婿に貸したお金を
きれいに返してもらいたい。

Q

娘婿のご相談です。
私は医者ではないのですが、医院を二つ経営しています。10年少し前のこと、長女と恋愛結婚した婿が一流大学を出ていて、私に「実は子供の頃から医者になったかった。でも家が貧しくてなれなかった。今からでもなりたい」と言ってきたのです。

医者になるまですべての面倒を見ると私が言ったら、医者になれた晩にはお金は必ず返しますと、涙を流して喜びました。医師予備校代、一家の生活代すべてを払って2年後、彼はいくつも受けた私立大学のうち2校に合格しました。彼が行きたいという都心の大学からは、合格点ぎ

りぎりなので寄付金5000万円が要ると言われ、その旨伝えるところ、ぜひ行きたいと言うので、準備して払いました。あと、入学金1000万円、年600万円の授業料を6年間。寄付金の方は直接払いで領収証はなく、それ以外は私が振り込み、彼にはその都度借借証を書いてももらいました。

卒業した年無事に医師国家試験に合格したので、そのうちに金を返すと言ってくるかと待っていました。忘れたようになく、私方医院に勤める気もなく、反対に、娘とうまくいかなくなって別居に至りました。女がいます。子供二人の面倒は娘が見ていて、養育費として月15万円をもらっているようですが、知らずにも程がある。貸したお金をきれいに返してもらいたいのですが、どうしたらよいと思われませんか？

裁判を起こせば、最低限の金額は
取り戻せると思います。

A

それはさぞかしお腹立ちのことでしょう。世の中には恩知らずの人間がいますね。

考えようによっては、最初から、金目当てで娘さんに近づいたのかもしれないよ。返す気など最初からさらさらなかった、つまり詐欺だったかもしれない。つまずき、不幸中の幸い、借借証を書いてもらっていて、助かりました。おそらくご相談者は、娘夫婦がうまくいって、ご自分の医院に勤めてくれたりすれば、きつと返してもらわなくてもよかったです。

娘婿が、借りました事実を素直に認めるのなら借借証は不要ですが、認めないのであれば、贈与ではなく貸借の証拠として、借借証が必要です。入学金1000万円+600万円×6=4600万円。内容証明を送ってもたぶん応じないだろうけれど、裁判を起こせば勝てると思います。ただ、強制執行する財産としては給料債権しかなく、裁判所の勧めで和解した場合も、一括弁済は無理で分割弁済になるのは覚悟しておいてください。



実はこの度の民法大改正により、この4月以降、債権の消滅時効期間は、権利行使が「できると知った時から5年」と短くなりました。ですが、本件で権利行使ができるのは医師国家試験合格後であり、借借証にも「医師になれば返します」とちゃんと書いてあって、まだ3年なので、大丈夫。反対に、裁判を起こすにももうのんびりとはしておれません。

5000万円の寄付金ですが、10年前だとまだそんなことをやっていた大学があったので

すね。最近いろいろな事件が起こり、もうそんなことをする所はないでしょう。ご自身でその金額を出されたことは事実でしょうが、領収証もなければ、何よりご本人の借借証がないので、残念ながら請求は無理だと思えます。あと生活費や本代その他、たぶん年1000万円×6はかかったらと思うのですが、これもまた法的に構成できる金額ではないので、悔しいでしょうが諦めてください。

最低限の金額になります。うまくいくよう願っています。